

## 北海道警察独身寮運営管理規程

北海道警察本部訓令第1号

昭和56年1月30日

改正 平成元年12月27日警察本部訓令第26号、2年5月1日第9号、5年7月1日第7号、9月24日第10号、21年4月15日第15号、24年12月25日第20号

北海道警察独身寮運営管理規程を次のように定める。

北海道警察独身寮運営管理規程

(趣旨)

第1条 北海道警察において管理する独身寮(以下「独身寮」という。)の運営管理に関しては、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(運営管理の基本方針)

第2条 独身寮の運営管理に当たっては、独身寮を快適な生活環境に整備するとともに、独身寮に入寮している職員(以下「寮生」という。)に対する適切な生活指導を行い、心身ともに健全な警察職員を育成することを基本方針とする。

(運営管理責任者)

第3条 独身寮に、運営管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

2 管理責任者には、警務部長又は方面本部長の指名する者をもって充てる。

3 管理責任者は、警務部長又は方面本部長の命を受け、寮生に対する生活指導、生活環境の改善その他独身寮の適正な運営管理に努めるものとする。

(関係所属長の責務)

第4条 寮生の所属長(管理責任者を除く。次項において同じ。)は、管理責任者に協力し相互に緊密な連絡を保ち、当該独身寮の適正な運営管理に努めるものとする。

2 寮生の所属長は、寮生の生活指導及び独身寮の適正な運営管理を効果的に推進するため、随時所属の幹部職員を独身寮に訪問させるものとする。

(独身寮運営管理委員会)

第5条 独身寮の適正な運営管理を図るため、北海道警察本部に、独身寮運営管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会においては、次に掲げる事項について審議するものとする。

独身寮施設の維持管理に関すること。

独身寮施設等の整備及び改善に関すること。

寮生の生活指導に関すること。

その他独身寮の運営管理に必要な事項

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

4 委員長には警務部長、副委員長には総務部長及び地域部長、委員には会計課長、施設課長、警務課長、教養課長、厚生課長、監察官室長及び地域企画課長をもって充てる。

5 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

6 委員会の庶務は、警務部教養課において処理する。

(寮監)

第6条 独身寮に、寮監を置く。

2 寮監には、幹部職員のうちから、管理責任者が指名する者をもって充てる。

3 寮監は、管理責任者の命を受け、次に掲げる事項を処理する。

寮生の生活指導に関すること。

寮生の自治活動の指導育成に関すること。

寮生の規律の保持に関すること。

独身寮の施設及び備品の維持管理に関すること。

第14条各号に掲げる費用の適正な保管及び管理に関すること。

その他管理責任者の指示する事項

- 寮監は、独身寮の運営上特異な事項を認知したときは、必要な措置を講じるとともに速やかに管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(副寮監)

第7条 独身寮に、副寮監を置く。

- 副寮監には、幹部職員のうちから、管理責任者が指名する者をもって充てる。
- 副寮監は、管理責任者の命を受け、寮監を補佐するとともに、寮生の生活指導に関する事務を処理する。

(寮勤務員)

第8条 独身寮に、必要により、寮勤務員を置くことができる。

(寮生活の基本)

第9条 寮生は、警察職員としての自覚に基づき、秩序ある共同生活を自主的に営み、相互の親睦及び人格の向上に努めなければならない。

(寮役員)

第10条 独身寮に、寮長、副寮長その他必要な役員(以下「寮役員」という。)を置くものとする。

- 寮役員は、寮生の互選により指名された者について、管理責任者が任命する。
- 寮役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。
- 寮役員は、自治活動の中核として、寮生相互の融和及び寮内の秩序維持に努めなければならない。

(寮生の遵守事項)

第11条 寮生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

寮生活の規律保持に努めること。

寮監が特に必要と認める場合を除き、職員以外の者及び異性を居室に立ち入らせないこと。

自治活動の積極的参加に努めること。

施設及び備品の適正な維持管理に努めること。

保健衛生の保持に努めること。

寮内外の清掃及び整頓に努めること。

火災及び盗難の予防に努めること。

(退寮措置)

第11条の2 管理責任者は、独身寮の運営上必要がある場合のほか、寮生が前条の規定に違反した場合において、寮生活を継続させることが適当でないとき、当該寮生を退寮させることができる。

(寮会議)

第12条 寮生の自治活動を効果的に推進するため、寮生全員で構成する全寮会議及び寮役員で構成する役員会議を、定期又は随時に開催するものとする。

(簿冊の備付け)

第13条 寮監又は副寮監は、独身寮に次に掲げる簿冊を備付け、及びこれを保管しなければ

ばならない。

寮生名簿（別記第1号様式）

巡視表（別記第2号様式）

寮会議記録簿（別記第3号様式）

備品台帳（別記第4号様式）

（費用の負担）

第14条 寮生は、次に掲げる費用を負担するものとする。

給食に関する費用

光熱水費

その他寮生活上必要な経費で寮生が共同で負担すべき費用

（委任）

第15条 この訓令に定めるもののほか、独身寮の運営管理に関し必要な事項は、管理責任者が定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和56年1月30日から施行する。

附 則（平成元年警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成元年12月27日から施行する。

附 則（平成2年警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成5年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成5年警察本部訓令第10号）

1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に改正前の訓令に基づき調整された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成21年警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成21年4月15日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成24年12月25日から施行する。

別記様式省略